◎新潟県告示第602号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定による海岸保全区域の指定（平成13年３月23日新潟県告示第575号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

平成26年４月８日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
佐渡沿岸	水津漁港海岸	水津地区海岸	基点１、２、３、４及び基点１を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点１　佐渡市大字水津字浜803番４に設置された標柱 基点２　基点１から真北90度100メートルの点 基点３　基点２から真北180度190メートルの点 基点４　基点１から真北180度80メートルの点
		片野尾地区海岸	基点１、２、３、４及び基点１を順次結んだ線により囲まれた区域並びに基点５、６、７、８及び基点５を順次結んだ線により囲まれた区域 基点１　佐渡市大字片野尾字南100番に設置された標柱 基点２　基点１から真北113度85メートルの点 基点３　基点２から真北23度110メートルの点 基点４　基点１から真北10度30分90メートルの点 基点５　佐渡市大字片野尾字中村67番に設置された標柱 基点６　基点５から真北113度100メートルの点 基点７　基点６から真北203度50メートルの点 基点８　基点５から真北214度50メートルの点